

白河市長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号。次条において「情報公開条例」という。）第18条の規定に基づき、市長の交際費（以下「市長交際費」という。）の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 市長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先、内容等
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、情報公開条例第7条ただし書に規定する非公開情報は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条第1項第2号の支出区分は、白河市交際費支出基準（平成20年11月1日制定）に規定する支出区分によるものとする。

(公表の時期)

第4条 市長交際費の公表は、市長交際費支出簿（第1号様式）により月毎に区分整理し、当月の支出分を翌月の15日までに行うものとする。ただし、当該日が白河市の休日を定める条例（平成17年白河市条例第2号）第1条に規定する休日（以下この条において「市の休日」という。）に当たるときは、その日以後において、最も近い市の休日でない日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 市長交際費の公表は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に支出する市長交際費について適用する。

第1号様式（第4条関係）

市長交際費支出簿

市長交際費執行状況（ 年 月分）

支出年月日	支出区分	支出先、内容等	支出金額（円）

年度累計（ 年度）

支出区分	累計額（円）	備考

備考 支出区分は、白河市交際費支出基準に規定する支出区分によるものとする。